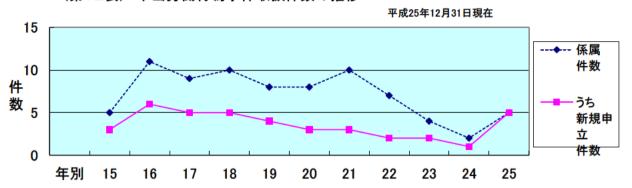
(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成25年12月31日現在

		状	況	22	24	·//O·口列正
		<u>水</u>	プログログログログ	23 2	1	25 0
		FI.	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2	1	
			新規申立計	<u> </u>		5 5
		т		4	2	<u>5</u>
		甲	組合	2	1	5
係		申立人	個人個人			
		人	組合・個人			
	新	該	1			
属			2	2		1
			3			1
71—3			4			
	規	当	1•2			
			1•3			2
状			1 • 4			
	申		2•3		1	1
	T	_	2 • 4			
		号	1-2-3			
況	立		1-2-3-4			
///	<u> </u>	♠	49人以下		1	2
		森 下	50人~99人			
		土田	100人~499人	1		1
		企業規模	500人~999人	1		1
			1,000人以上			1
		7	500人~999人 1,000人以上 多 送			
]	取 下	1		2
終	1 n		関 与	2	1	
	和		無 関 <u>与</u> 小 計			
結	解		小 計	2	1	
	_		全 部 救 済			
状	命令決定		一部救済		1	
			全 部 救 済 一 部 救 済 棄 却		-	
況			却 下			
1					1	
		終	結 計	3	2	
	次	年	小 計 結 計 へ 繰 越	1	0	3
			上平均処理日数 中平均処理日数	393.3日	377.5日	48.5日
	- ' 7					

平成25年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数 従業員数	該当事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ②審査委員長 ○審査委員 △参与委員	
25 1	運輸業、郵便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H25.3.25	-	-	2	-	-	〇三浦 △前出 △川村	係属中
		21,600										
25 2	医療・福祉業	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介 入の禁止 文書の手交及び掲示	H25.8.12	-	1	1	ı	1	〇森田 △金森 △西場	係属中
		166										
25 3	サービス 業	(3) 600	3	①~③の支配介入の禁止 ①支部の組織・運営に対する介入、②解散届・脱退届の提出、③組合を通さない 組合員との和解 文書の手交及び掲示	H25.8.30	H25.11.8	71	-	_	-	〇村田 ム土森 ム松岡	取下げ
		780										
25 4	教育·学習 支援業	(21) 600	1 3	臨時休校の禁止 臨時休校中の賃金全額保 障	H25.12.2	H25.12.27	26				〇小西 △藤原	取下げ
		30		組合員の技能検定員再審 査願出書の取下げの撤回 文書の手交及び掲示	H23.12.27	20	_			△松岡	4X 1.1)	
25 5	製造業	(2) 600	- 2	団交応諾 文書の手交及び掲示	H25.12.6	-	1	1	1	1	○村田 △仲 △伊藤	係属中
		21										

^{※()}内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

- ※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。
 - 1:不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
 - 2:団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

 - 3:支配介入(労働組合法第7条第3号) 4:報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)